茨城県の区域	一九八円	一七八円	一五八円	一三九円	一一九円	九九円
栃木県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
群馬県の区域	一八四円	一六六円	一四七円	一二九円	一一〇円	九二円
埼玉県の区域	一九二円	一七三円	一五四円	一三四円	一一五円	九六円
千葉県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
東京都の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
神奈川県の区域	一八三円	一六五円	一四六円	一二八円	一一〇円	九二円
新潟県の区域	二四一円	二一七円	一九三円	一六九円	一四五円	一二一円
富山県の区域	二〇八円	一八七円	一六六円	一四六円	一二五円	一〇四円
石川県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	一〇一円
福井県の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一円	一二一円	一〇一円
山梨県の区域	二三六円	二一二円	一八九円	一六五円	一四二円	一一八円
長野県の区域	二〇三円	一八三円	一六二円	一四二円	一二二円	一〇二円
岐阜県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	一〇一円
静岡県の区域	二〇四円	一八四円	一六三円	一四三円	一二二円	一〇二円
愛知県の区域	一八八円	一六九円	一五〇円	一三二円	一一三円	九四円
三重県の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一円	一二一円	一〇一円
滋賀県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
京都府の区域	二〇四円	一八四円	一六三円	一四三円	一二二円	一〇二円
大阪府の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
兵庫県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
奈良県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
和歌山県の区域	一八六円	一六七円	一四九円	一三〇円	一一二円	九三円
鳥取県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円
島根県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	一〇〇円
岡山県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
広島県の区域	一九二円	一七三円	一五四円	一三四円	一一五円	九六円
山口県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
徳島県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
香川県の区域	一九八円	一七八円	一五八円	一三九円	一一九円	九九円
愛媛県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
高知県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	一〇一円
福岡県の区域	二〇七円	一八六円	一六六円	一四五円	一二四円	一〇四円
佐賀県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円
長崎県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
熊本県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
大分県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
宮崎県の区域	二〇八円	一八七円	一六六円	一四六円	一二五円	一〇四円
鹿児島県の区域	二〇三円	一八三円	一六二円	一四二円	一二二円	一〇二円
沖縄県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円

二　平成二十四年産の陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲
一八二円　一六四円　一四六円　一二七円　一〇九円　九一円

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町日田字木谷口三〇九、字小耽六一一、字目方谷九一五、字赤坂山一〇九七の一、字野口山一一〇三、一一一二、一一二七の一、字木谷一一五六、字越前一一七三、一一七四、字宮上一一八一の一、一一八一の二、一一八二、字目方谷山一二一二の一、一二一三、一二一四、字三才谷一二一七の二、字石井谷山一二三五の一、一二三六、字墓谷山一二四二、一二四三の一、一二四三の二、字倉繁一二四六の一、一二四六の二、一二四七、字瀧谷一二四八の一、一二四八の二、一二四九の一、一二四九の二、字本谷一二五一の一、一二五一の二、一二五二の一から一二五二の四まで、一二五三、字白飛山一二六八、一二六九の一から一二六九の三まで、一二七五の一、字下山一三二二、一三二四、一三二五、一三二八、一三二九、一三三〇の一、一三三〇の二、一三三一、一三三二、一三三三の一、一三三三の二、一三三四、字渡畑一三四一、一三四三の一、一三四三の三、字梨谷西平一三六三の一、一三六四、一三六六、字堂鳴一三六八の一から一三六八の三まで、一三七〇、一三七一、一三七四、一三八一の一、字崩谷一三八五、一三八六の一、一三八七、一三八九から一四〇〇まで、一四〇二、一四〇三の一、一四〇五、一四〇六の一、一四〇七、一四〇八の一、一四〇九から一四一一まで、字霧鳴一四一三、一四一五から一四二一まで、一四二二の一、一四二三から一四二五まで、一四二七の二、一四二七の三、一四二八の一、一四三〇の一、字筏場一四三三、南字向山四九九の二、五一〇、字向山東平五一四の一、五一五の四、五一五の五、五一五の九、五一五の一一、五一五の一三、五一五の二一、五一五の二三、五一五の二七、五一五の二八、五一五の三三、五一五の三五、五一五の四三、五一五の四六、五一五の四九、五一五の五一から五一五の五三まで、五一五の五六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字目方谷山一二一二の一（次の図に示す部分に限る。）、字墓谷山一二四二、一二四三の一・字倉繁一二四六の一・一二四六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二四七、字瀧谷一二四八の一・一二四九の一・字本谷一二五一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）